

効果促進事業については、外構工事、既存施設の除去・解体のほか Wi-Fi 工事、デジタルサイネージ等の「デジタル設備」の設置等を想定しており、交付対象事業費の2割以内（効果促進事業の対象設備であるデジタル設備の設置のためとしてデジタル技術の活用に要する経費を含む場合には、交付対象事業費の3割以内）で行われるものであるとされている。また、他の国庫補助金等の交付対象となる可能性のある施設整備等については、他の国庫補助金等を優先して活用することとされている。

そして、都道府県は、市町村（特別区を含む。）から実績報告書等の提出を受け、交付金の額の確定に当たってその内容を審査することとなっている。

宿毛市は、令和4年度に、施設整備計画に基づき、道の駅を市内外から誘客できる観光・交流拠点とすることを目指してリニューアルを行うために、トイレ棟及び管理棟を新築する施設整備事業並びにそれらの外構工事等を行う効果促進事業から成る「道の駅すくもサニーサイドパーク再生事業」（以下「道の駅再生事業」という。）を事業費253,396,000円（交付対象事業費128,121,000円）で実施していた。

同市は、道の駅再生事業において、整備対象施設にデジタルサイネージを設置することとして、デジタル技術の活用に要する経費を含むとする施設整備計画を内閣府本府に提出して交付決定を受けていた。そして、同市は、高知県に効果促進事業に係る経費が交付対象事業費の3割になるとして交付対象事業費を算定した実績報告書等を提出し、同県による審査を経て、交付金の額の確定を受け、これにより交付金64,060,000円の交付を受けていた。

しかし、同市は、上記デジタルサイネージの設置については、道の駅再生事業ではなく他の国庫補助金等を活用した事業により実施していた。このため、道の駅再生事業の効果促進事業に係る経費にはデジタル技術の活用に要する経費が含まれないこととなり、これに伴い効果促進事業に係る経費は交付対象事業費の2割までとなる。

したがって、効果促進事業に係る経費が交付対象事業費の2割であるとして交付対象事業費を算定すると112,106,000円となり、これに係る交付金相当額は56,053,000円となることから、交付金交付額64,060,000円との差額8,007,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において交付金の制度に対する理解が十分でなかったこと、同県において交付金の額の確定時の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

子ども・子育て支援交付金（放課後児童健全育成事業に係る分）が過大に交付されていたもの （1件 不当と認める国庫補助金 1,257,000円）

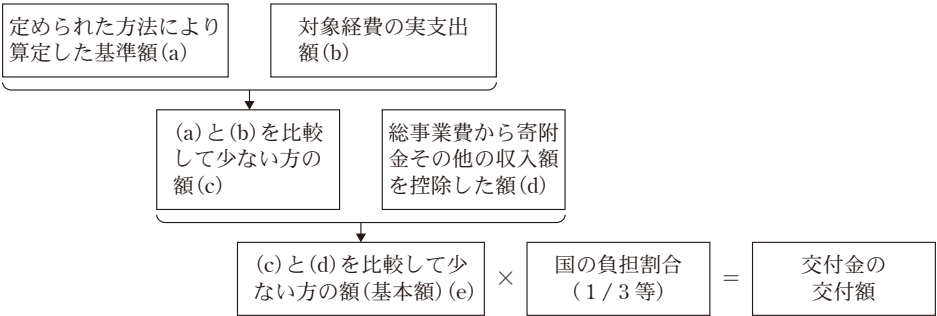
放課後児童健全育成事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、「〔放課後児童健全育成事業〕の実施について」（平成27年雇児発0521第8号。以下「実施要綱」という。）等に基づき、市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び一部事務組合が実施主体となり、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者に、放課後等に安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援することを目的とするものである。放課後児童健全育成事業については、実施要綱において事業の種類が複数定められており、そのうち本件事業と同じ名称である放課後児童健全育成事業（以下「健全育成事業」という。）は、放課後児童クラブにおいて児童に適切な遊び及び生活の場を与えるものである。

そして、国は、市町村に対して、子ども・子育て支援交付金（放課後児童健全育成事業に係る分）（以下「交付金」という。）を交付して、放課後児童健全育成事業に要する費用の一部を補助している。

実施要綱等によれば、健全育成事業における支援の提供が同時に1人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものを一の支援の単位（以下、この単位を「支援単位」という。）とすることとされてい

る。そして、開所する日数については、原則として年間 250 日以上開所することとされ、開所する時間については、小学校の授業の休業日（以下「長期休暇等」という。）に行う場合は 1 日 8 時間以上とすることなどとされている。

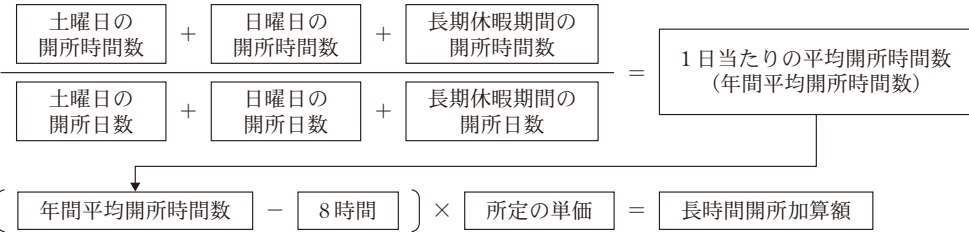
「子ども・子育て支援交付金の交付について」（平成 28 年府子本第 474 号内閣総理大臣通知）等によれば、交付金の交付額は、次のとおり算定することとされている。



そして、基準額のうち、健全育成事業に係る基準額は、支援単位ごとに次の額等を合算して算定することとされている。

- ① 支援単位を構成する児童の数により算出される一の支援単位当たりの年額
- ② 年間開所日数により算出される開所日数加算額
- ③ 一定の開所時間を超える時間の年間平均時間数により算出される長時間開所加算額

また、③の長時間開所加算額のうち長期休暇等に係る分については、次のとおり算出することとなっている。



（注）日曜日に開所していない場合は、日曜日の開所時間数及び開所日数が 0 となる。

市町村は、交付金に係る事業実績報告書を都道府県に提出し、都道府県は、その内容を審査することとされている。

本院が、東京都の 1 区において会計実地検査を行ったところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	交付金事業 者 (事業主体)	交付金事業	年 度	事業 費	左に対す る交付金 交付額	不当と認 める事業 費	不当と認 める交付 金相当額
(13) 東京都	葛 飾 区	子ども・子 育て支援交 付金(放 課 後児童健全 育成)	3	千円 800,665	千円 266,887	千円 3,770	千円 1,257

葛飾区は、令和 3 年度に、89 支援単位において、健全育成事業等を実施したとして、放課後児童健全育成事業に係る基本額を計 800,665,775 円として東京都に事業実績報告書を提出して、これにより交付金計 266,887,000 円の交付を受けていた。

しかし、同区は、交付金の交付額の算定に当たり、健全育成事業に係る基準額のうち長期休暇等に係る長時間開所加算額の算定について、実際に開所していた土曜日及び長期休暇期間の開所時間数及び開所日数を基にして 1 日当たりの平均開所時間数を算出する必要があったのに、89 支援単位全てに

において、土曜日の開所時間数及び開所日数を含めることなく、長期休暇期間の開所時間数及び開所日数のみにより算出するなどしていた。そして、このうち 61 支援単位においては、土曜日及び長期休暇期間の 1 日当たりの開所時間数が同じであったため、1 日当たりの平均開所時間数の算出に影響がなかった。一方、28 支援単位においては、長期休暇期間の 1 日当たりの開所時間数よりも土曜日の 1 日当たりの開所時間数が短かったことから 1 日当たりの平均開所時間数が過大に算出されており、長時間開所加算額が過大に計上されていた。

その結果、3 年度の適正な基本額を算定すると計 796,895,125 円となることから、前記の基本額 800,665,775 円との差額 3,770,650 円が過大となっており、これに係る交付金 1,257,000 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同区において実施要綱等の理解が十分でなかったこと、東京都において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

沖縄振興特別推進交付金が過大に交付されていたもの

（1 件 不当と認める国庫補助金 1,042,000 円）

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(14) 内閣府本府	沖縄県	石垣市	沖縄振興特別推進交付金	5	97,122	77,698	1,301	1,042

この交付金は、沖縄の実情に即した事業の的確かつ効果的な実施を図ることを目的として、沖縄県が沖縄の振興に資する事業等を自主的に選択して作成した沖縄振興交付金事業計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるために、同県に対して交付するものである。そして、交付金の交付を受けた同県は、沖縄の振興に資する事業等を実施する市町村に対して、これに要する経費の一部を補助している。

石垣市は、令和 5 年度に、石垣市中央運動公園の利活用促進を図るために、同公園を再整備する事業（以下「運動公園リニューアル事業」という。）を実施している。

同市は、運動公園リニューアル事業の実施に当たり、トレーニング室等に設置するトレーニングマシン等の複数の備品を購入する契約を 5 年 5 月に契約額 7,623,000 円で業者との間で締結していた（以下、この契約を「当初契約」という）。当初契約の契約書によれば、同市は必要があるときは業者と協議の上、契約の内容を変更することができることとされており、契約金額を増減する必要があるときは、単価により算出し、同市において単価等を不適当と認めるときは同市の相当と認めるところによるなどとされていた。そして、当初契約の契約金額内訳書には備品ごとの購入数量、単価等が記載されていた。

当初契約締結後の 5 年 6 月から 7 月までの間に、同市は、購入する備品を新たに追加するとともに、当初購入予定であった備品の購入を減らすなどの必要が生じたことから、業者と協議を行った。その際、同市は、備品の購入数量の変更のみを伝えたとしているが、業者は、同市から伝えられた備品の購入数量の変更のほか、単価の変更も可能であると誤認して、特段の合理的な理由もないのに、当初契約で購入予定のトレーニング室の備品のうち 1 備品を除く全ての備品の単価を当初契約における単価よりも高い単価とするなどした契約金額内訳書を提出した。同市は、同内訳書の単価の確認を行わないまま契約金額を 9,845,000 円とする変更契約を締結して、同額を業者に支払った。そして、同